

マンション管理士吉田総合事務所通信

2017年(平成29年)11月25日
第00057号(隔月発行)

編集／発行者：吉田総合事務所

住所：柏市豊四季255-5-509

電話：04-7100-2025

URL : www.mankan-buiikan.com

標準管理委託契約書」で記載されていなかつた項目も記載していられる。ある大阪の管理会社は「リプレースで共通書式があれば使いやすい。各社によつて内容に違いがあつたので、それが少しでも解消できるならありがたい」と話す。実際は無償で実施している作業もあるため業務の線引きが「はつきりさせられるのは良いと思う」と評価する。

別の管理会社も管理組合が見積もりを比較・検討する上で統一されて良いとするが、「管理会社によつては中身や経費を乗せる形が違うケースもあるから、やりにくいと思つている会社もあるかも

標準管理委託契約書」された項目が「漏れがないような形になつていいので、物件の管理資料としても使之する。うかなど思う」と目でいる。

ある大阪の大手管理会社は、リプレースの際に受託物件を管理している、「守る」側の管理会社は「無償でやつていい部分を管理組合から評価をしていただけた」という。例えば事会の時間や総会・理事会の議案書などを資料を配布するためのコピーライドの負担など、どの部分を無償で実施しているかを「他社は分からぬと思う」という。

一般社団法人マンション管理業協会（管理協）が10月5日に発表した「マンション管理業務共通見積書式」。提供業務内訳書で実態に即した業務の項目を記載し、管理組合から業務内容の説明を求められた際や、管理会社のリプレースの場合に公平・公正な比較検討ができる共通仕様の資料として活用を見込んでいる。管理会社やマンション管理士に同書式の感想を聞いてみた。

無償業務の認知・評価期待

関係者に聞く「出来え」

「マンション管理業務
共通見積書式」

「別契約」「非対応」欄を設けており、ある独立系の管理会社は、管理会社が非対応とした場合に「落とされそうな気がする。管理組合にとっては選択肢とし

て見やすいといふことだと思うが、自分の会社ができるいことを明らかにするのだから『非対応』と書くだろうかと疑問視する。管理会社の見直しには、マンション管理士が携わるケースがある。管理会社で営業に従事した経験を持つ川口マンショングン管理士事務所(大阪)代表の川口宣人(マンション管理士)は、管理業務の「委託範囲が明確になり、仕事がしやすくなるのではないか。この業務は別途費用などと行き違いかと疑問視する。自身も同書式の活用を考えている。例えば同じ事務管理本マンション管理士会連合会の親泊哲会長は、管理協の組合側がきちんと検証して判断できるような見直しが行われるのを理想的」と話している。(マンション管理新聞 1053)

関係4団体 参加協議会

申し合わせ事項発表

設 計 コンサル

全国的な連絡会議を

ル、問題などを受け、大規模修繕工事の適正取引を促す方策を検討しようと今年4月、マジンション管理関係4団体で発足した「マンション計画・修繕工事における適正取引推進協議会」(川上湛永代表)は11月14日、

画修繕工事における適正取引に関する申し合わせ事項を発表した。申し合わせ事項は、協議会参加団体は、①会員・構成員に対して適正取引に関する指導を行う、②信義誠実の原則に基づき社会的信頼を確保する申し合わせ事項を発表した。

関係団体連絡協議会は、協議会にオブザーバーとして参加した改修設立委員会（仮称・全国マンション改修加盟店）と連続する、の3項目。

付帯事項として協議会にオブザーバーとして参加した改修設立委員会（仮称・全国マンション改修加盟店）は、協議会参加団体は、①会員・構成員に対して適正取引に関する指導を行う、②信義誠実の原則に基づき社会的信頼を確保する申し合わせ事項を発表した。

協議会には一般社
法人マンション管
理協会、NPO法
全国マンション管
組合連合会（全管
一般社団法人マ
ンション管理士会連
（日管連）が参
する。 ◇

事に直接関わる者が業者選定にまでかかわるのはどうか」と、現状に疑義を呈した。

関係4団体 参加協議会

申し合わせ事項発表

事に直接関わる者が業者選定にまでかかわるのはどうか」と、現状に疑義を呈した。

10/28・29長崎 第20回 マンション問題研究会 **弁護士ら12人が報告**

同マンションが分譲されたのは、バブル経済真っただ中の1990年で30平方メートル前後のワンルームタイプだった。分譲業者は管理運営を兼ねており、居室部分に加え、専有部分としてフロント部分、ロビー、厨房、婚礼の宴会場、レストランなどを所有していた。専有部分の

がされた。管理組合放題」ができる環境法人には、滞納管理は整っている。

そこで管理組合法人には競落会社の実質1億465万7500円を失わせてしまおう。
76円の合計2億と、奇策を打つた。

981万7359円の合計2億9800円同年9月、福岡地裁1万7359円の小倉支部にA社を債権があつた。特定債務者として破産手続承継される債権とき開始を申し立てた

いうことで、評価額のだ。
は732万7000円。15年7月には、A社が滞納管理費用を支払う意思がな

A社が1523万

その後継会社は、この決議に賛成している。だからこんなウルトラCみたいなことができた。

されない。これを免除することができるのはかと、いうことがあつた。

(前ページのつづき)
全管連は「不適切コンサル問題」についての相談窓口をインターネット上に設ける。日管連は大規模修繕工事事業全般の運営を支援するためのノウハウづくりに取り組んでいく、といった対応を執るなどとしていた。(マンション管理新聞105号)

たリゾートマンショングループが、多額の滞納管理費等がある運営会社が所有していた専有部分を競売で落札した業者に対し、管理組合法人が債権者として破産手続きを申し立てた事例。

決権は60万900個と73・11%に達していた。しかし分譲業者は運営に行き詰まり、所有する専有部分の名義は関連会社に変更され、2014年に担保不動産の競売開始決定により、A社は競落した専有部分を介護事業に利用する計画を持つていたようだつた。議決権が7割以上に達しているため、競落会社が管理組合法人と異なる考え方を持つている場合でも、一定程度の「やりたい

この事案が特殊なのは、競売で落札される前から、債権者が申し立てで破産手続を開始を申し立てるというのを管理組合法人が決議できることだ。分譲業者と

本件は買い受けを申し出たところに専有部分を任意売却しなかつたが、そもそも特定承継債務が2億円以上ある状況の中で、これをどうするのかといふ問題を解決しないと誰も買い取

売却に当たつて租税
債権者に特段説明も
しなかつたし、承諾も
も得ていらない。結果
的には全てがうまく
いった。(マンション
管理新聞 1055号)

〈事案の概要〉

床面積割合で決めた全体の議決権8万1868個に、編集部注・山上弁護士の著述、

るかは未知数だ。

行つたが、今後の

...
.

管理組合法人が破産申し立て 満額賃料未納による賃貸借契約終了の請求権

い点に目を付け、「債権者」の立場を利用して「追い出し」を図った、というわけだ。A社に滞納管理費等を支払う財産がなければ、破産手続を開始が認められ、競落した専有部分は被差管材人の管理下に置かれる。

読みは的中。同年の12月に破産開始決定が出た。A社は16年に福岡高裁に抗告の申し立てをしたが棄却された。

管理費や滞納管理費等の支払いなど
を巡つて紛糾した。
最終的には、この
専有部分の所有権
について代物弁済
により管理組合法
人が名義人となり、
B社に賃貸するこ
とを決議した。今年

編集後記：マンション管理適正化法がスタートして既に16年を経過しましたが、マンション管理の状況はまだまだ課題が山積しています。多くの管理組合では管理業務の殆どを管理会社に委託して、まさに「お金で管理を買う」ことになっています。この適正化法には、自分達（管理組合）のマンション（資産）は自分達（管理組合）が主体的に管理をすべきものとしていますので、管理組合（理事会）の皆様は、管理会社任せにせずに、マンション管理士等の第三者の専門家等に相談し助言を求めたり、管理運営の状態をチェック（監査）してみることも大切だと思います。そのことで管理組合運営の正常化に結びつくことになると思います。（吉田）